

印西市告示第146号

本市の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。なお、この告示は、平成15年12月17日から効力を生ずる。

平成15年12月16日

印西市長 海老原 栄

新		旧		地 番		
大 字	字	大 字	字			
戸 神	神明下	戸 神	役 田	145~148に隣接する水路である国有地の一部		
		武 西	東 前	24の1の内 24の2 25の1の内 25の2の内 37の1の内 37の2の内 38の2の内 39の2 40の1 40の2 40の4~40の6 40の8 40の9の内		
武 西	東 前	戸 神	神明下	151の内 167の1の内~167の3の内 168の 1 168の4 168の5 169の1~169の6 170の1~170の3 171の1 171の5 17 1の6 172の1 172の2 173の1 173の 2 174 177の1 177の2 178の1 17 9 180の1 180の2 181の1 182の1の 内 182の2の内		
				武 西	居 下	109の8、110の1、111の1、111の2、11 2の1~112の5、113の1、113の2、114の 1、114の2、145の2の地先の道路である国有地の一 部
					台	159の2の内 159の3
		居 下	146の2 147の2 148の2 159の2の内			
		西居下	364の1の内 364の2 364の3の内 365の 1の内~365の4の内 366の1の内~366の5の 内 379の1の内 379の2 379の3 380 381の1 381の2 382の1 382の2の内 395の2の内 396 397の1 397の2 39 8 399の1~399の3 399の4の内 408の 2の内 409の1 410の1 411の1			

西居下	南台	786、787、796、797、885～887に隣接する水路である国有地の全部 887の地先の水路である国有地の全部 888～893、894の1、894の2、895、896に隣接する水路である国有地の全部 897に隣接する水路である国有地の一部 897の地先の水路である国有地の全部 787、796、797、885～893、894の1、894の2、895～897の地先の道路である国有地の一部 898、899、902、903に隣接する道路である国有地の一部 903の地先の道路である国有地の一部
	北台	904～906に隣接する道路である国有地の一部 906の地先の道路である国有地の一部 907、912の1、912の2、913の1に隣接する道路、水路である国有地の一部
	南崎	510の1～510の3 511の1 512の1 513の1～513の3 517の1の内 518の内 519の1の内 520の内～524の内
	向新田	207、210の1に隣接する道路、水路である国有地の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

備考 上記の土地の表示は、平成15年8月6日現在の土地登記簿謄本によるものである。